

有機JAS認証等取得等支援事業の追加公募(3回目)

輸出しませんか？認証取得に、**プラスアルファ**の支援が魅力です！

交付の上限額：50,000千円

1. 対象者（事業実施主体）

- ①協議会、②農業者等（農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約のある団体に限る。）、③有機加工食品の製造業者

※①協議会にあっては、構成員に認証取得に取り組む複数の農業者等が含まれていること

2. 事業内容

(1) 有機JAS認証取得等支援

【事業内容】

- ①有機JAS認証の取得【必須】
- ②輸出先国情報分析・戦略に関する検討【協議会は必須】
- ③商談
- ④商品開発
- ⑤栽培技術力等強化
- ⑥施設・機械等のリース導入

具体的な内容及び留意事項は別紙1を御覧ください

認証取得の支援に加え、輸出に向けた商談や、有機農畜産物を活用した商品開発、施設・機械等のリース導入など、有機農業を幅広く支援！

【補助率】

- ①～⑤の取組：定額、⑥の取組：1/2以内

【事業の成果目標及び目標年度】

平成31年度(2019年度)までに、有機農畜産物・有機加工食品のいずれかを輸出
(輸出実績がある場合は、農畜産物・加工食品の輸出額又は輸出数量を平成28年度比105%以上)

(2) GLOBALG.A.P.認証取得支援

【事業内容】

- ①GAP認証の取得【必須】
- ②輸出先国情報分析・戦略に関する検討【協議会は必須】
- ③商談

支援対象となる取組内容は別紙2を御覧ください

認証取得の支援に加え、輸出に向けた商談を行うための旅費(海外を含む)や会場借料等の支援により、GAP認証農産物の輸出をサポート！

【補助率】

- ①～③の取組：定額(ただし、①は上限有り)

【事業の成果目標及び目標年度】

平成31年度(2019年度)までに、GLOBALG.A.P.認証農産物を輸出
(輸出実績がある場合は、農産物の輸出額又は輸出数量を平成28年度比105%以上)

3. 公募期間

平成30年6月6日(水)から平成30年7月26日(木)まで

皆様からのお問合せをお待ちしています

4. 問合せ先

別紙1又は2の管轄の地方農政局(北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局を含む)までお問合せください。

有機JAS認証取得等支援の内容及び留意事項 (別紙1)

有機JAS認証を取得し、認証制度の同等性を利用して、EU等への有機農産物の輸出拡大に向けた取組を支援する事業です。

1. 支援を受けられる者

- ① 有機JAS認証取得に取り組む複数の農業者等が参画する協議会
 - ② 農業者等(農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体)
 - ③ 有機加工食品の製造業者
- ※ 輸出関連事業者と取引実績があること、又は、輸出関連事業者から供給を求められていることを書面で確認します。

2. 成果目標

(輸出実績がない場合)2019年度末までに、有機農畜産物又は有機加工食品のいずれかを**輸出**。
(輸出実績がある場合)2019年度末までに、農畜産物・加工食品の**輸出額又は輸出数量**を2016年度比**105%以上**

3. 支援内容

- ① 有機JAS認証の取得【必ず実施】
平成30年度に**新たに認証取得する場合(※)のみ**、認証取得に関する経費
※ 認証取得面積について、拡大分は支援対象、**継続分は支援対象外**です。
 - ② 輸出先国情報分析・戦略に関する検討【協議会は必ず実施、協議会以外は支援対象外】
輸出先国に関する調査や分析、戦略検討に関する経費
 - ③ 商談
輸出先国の関係者や輸出関連事業者等との商談会開催・参加に関する経費
 - ④ 商品開発
輸出向け商品開発に関する経費(原材料費を含む。)
 - ⑤ 栽培技術力等強化
・農業者向け輸出向け品目の生産技術
・流通・加工業者向け出荷・調整技術、加工製造技術の習得に関する講習会への開催・参加に関する経費
 - ⑥ 施設・機械等のリース導入【有機加工食品の製造業者は支援対象外】
輸出品目の生産拡大、有機加工食品の開発のための施設や機械等のリース導入に関する経費
- 【補助率】①～⑤の取組:定額、⑥の取組:1/2以内

【各地方農政局等の問合せ先(有機JAS認証取得等支援)】

地方農政局等名	担当部課	電話番号(直通)	地方農政局等名	担当部課	電話番号(直通)
北海道農政事務所	生産経営産業部生産支援課	011-330-8807	近畿農政局	生産部生産技術環境課	075-414-9722
東北農政局	生産部生産技術環境課	022-221-6214	中国四国農政局	生産部生産技術環境課	086-230-4249
関東農政局	生産部生産技術環境課	048-740-0446	九州農政局	生産部生産技術環境課	096-300-6267
北陸農政局	生産部生産技術環境課	076-232-4893	内閣府沖縄総合事務局	農林水産部生産振興課	098-866-1653
東海農政局	生産部生産技術環境課	052-746-1313	(本省)生産局	農業環境対策課有機農業推進班	03-6744-2114

GLOBALG.A.P.認証取得支援の内容及び留意事項

(別紙2)

1. 支援を受けられる者

- ① GLOBALG.A.P.認証取得に取り組む複数の農業者等が参画する協議会
 - ② 農業者等(農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体)
- ※ 輸出関連事業者と取引実績があること、又は輸出関連事業者から供給を求められていることを書面で確認します。

2. 成果目標

(輸出実績がない場合)2019年度末までに、GLOBALG.A.P.認証農産物を**輸出**。
(輸出実績がある場合)2019年度末までに、農産物の**輸出額又は輸出数量**を2016年度比**105%以上**

3. GAP認証の取得の取組における支援内容

- 1 認証審査費用
○ 農産物のGAP認証(GLOBALG.A.P.認証に限る。以下同じ)の取得に必要な審査の受審に要する費用
- 2 研修指導受講費用
○ GAP認証の取得を目指し、生産工程の適切な管理を実施するために必要な研修指導の受講に要する費用
- 3 環境整備費用
○ ICTシステム利用料(導入から12ヶ月以内分に限る。機器・ソフトウェアの購入、操作研修等の費用は対象外)
○ 調査・分析費(残留農薬、土壌、水質に限る)
○ 設備改修・資材導入(農薬保管庫、照明器具の飛散防止対策、防虫・防鳥対策資材、仮設トイレ)

【上限額】

- 1 認証審査費用:20万円
(審査員の現地審査に要する旅費は、認証審査費用とは別に実際に要した費用の3/4を上限)
- 2 研修指導受講費用:5.25万円/日→合計が26.25万円超の場合は、26.25万円
(指導者による現地指導に要する旅費は、研修指導受講費用とは別に実際に要した費用の3/4を上限)
- 3 環境整備費用:20万円(加えて、取組ごとの個別の上限を以下のとおり設定)
○ ICTシステム利用料:10万円 ○ 調査・分析費:6.5万円 ○ 設備改修・資材導入:10万円

※ GAP認証の取得に取り組む農業者が複数経営体で構成される団体等の場合は、以下により上限額を算出
・認証審査費用:20万円×現地審査の受審日数
・研修指導受講費用:5.25万円×研修指導の受講日数
・環境整備費用:20万円×取組経営体数(ただし、5経営体以上の場合、「設備改修・資材導入」の上限は50万円)

上記の他、検討会(協議会に限る)、輸出に向けた商談の取組についても支援!!

【各地方農政局等の問合せ先(GLOBALG.A.P.認証取得支援)】

地方農政局等名	担当部課	電話番号(直通)	地方農政局等名	担当部課	電話番号(直通)
北海道農政事務所	生産経営産業部生産支援課	011-330-8807	近畿農政局	生産部生産技術環境課	075-414-9722
東北農政局	生産部生産技術環境課	022-221-6214	中国四国農政局	生産部生産技術環境課	086-230-4249
関東農政局	生産部生産技術環境課	048-740-0446	九州農政局	生産部生産技術環境課	096-300-6267
北陸農政局	生産部生産技術環境課	076-232-4893	内閣府沖縄総合事務局	農林水産部生産振興課	098-866-1653
東海農政局	生産部生産技術環境課	052-746-1313	(本省)生産局	農業環境対策課GAP推進グループ	03-6744-7188